

熊本県PTA共済ご契約団体 各位
(単位PTA、特別団体、PTA事務局 共済事務ご担当者様)

財熊県P教第141号
平成28年11月18日

一般財団法人熊本県PTA教育振興財団

理事長 曾我 邦彦
(公印省略)

熊本県PTA共済・平成29年度契約予定申込 および 平成28年度共済掛金の免除について(ご案内)

秋冷の候、貴団体におかれましては、ますます活発な活動を展開しておられることと拝察いたします。熊本地震の発生より7か月余を経過しましたが、まだまだ困難な環境の中にあるご加入の方や団体も多いことと存じます。そのような中、熊本県PTA教育振興財団の事業にご理解ご協力を賜り、平成28年度も熊本県PTA共済にご加入いただきましたこと、深く感謝申し上げます。

さて、来年度の本共済の契約申込につきましてご検討いただく時期となりました。この件につきまして、下記のとおりお手続きを頂きたくご案内申し上げます。

平成29年度共済契約につきまして、共済期間を平成29年4月1日より開始するためには、平成28年度中の契約(予定)申込が必要となります。平成29年2月末日までに契約(予定)申込手続きをお済ませくださいますようお願い申し上げます。

申し込みにつきましては、下記の同封申込書をご使用ください。新年度に入って、改めて共済契約手続きをお願いいたします。平成29年度以降の共済掛金の減免につきましては、改めてご案内いたします。今後とも、学校教育・PTA活動等における安全確保に重点を置いた企画運営および危機管理につきましてご高配賜るとともに、本財団の事業をご活用くださいますようお願い申し上げます。

記

1) 平成29年度 熊本県PTA共済・契約(予定)申込書(同封)

* 平成29年度の熊本県PTA共済へのご加入予定の場合は、契約(予定)申込書を平成29年2月末日までに(当日消印有効)、本財団あてご送付ください。

* 「加入予定数」は、現在ご加入の数から推定される数で結構です。教職員の方々についてはこの時点では「P災コース」にご加入予定数をご記入ください。

2) 平成28年熊本地震に伴う共済掛金の免除について

* 加入者の自宅が、全壊、大規模半壊、半壊である方について(罹災証明のあるもの)は、共済掛金を免除しております。新たな免除申請は、平成29年1月31日まで(財団必着)となりますので、掛金返還手続き等はお早めにお願いいたします。

* ご質問は、熊本県PTA教育振興財団(電話:096-278-8811)まで